

学力定着支援事業 学習支援ドリル貸借仕様書

1 件名

学力定着支援事業 学習支援ドリル

2 目的

GIGA スクール構想により1人1台配備されたタブレット端末を活用し、尼崎市立小・中学校及び特別支援学校の児童生徒を対象に、学習支援ドリル（デジタルドリル）を導入することで、一人ひとりの学力や学習状況に応じた、きめ細やかな個別指導・支援等を行い、「個別最適な学び」の実現により、学習意欲の向上と基礎学力の定着を図ることを目的とする。

3 事業対象者等

- ・尼崎市立小学校41校、尼崎市立中学校18校（琴城分校含む）、尼崎市立あまよう特別支援学校（小学部・中学部）に在籍する小学4年生以上の児童生徒 約19,000人
※年度途中で市外から本市に転入する児童生徒の数増加も想定すること。
- ・上記学校所属の教職員及び教育委員会事務局職員 約2,100人

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

ただし、契約の履行状況が良好な場合、かつ、この事業の関係予算が尼崎市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、令和9年3月31日までの貸借契約の更新を予定する。

5 使用場所

各小・中学校、特別支援学校及び各家庭等

6 内容

(1) 利用イメージ

- ア 児童・生徒が、学校や家庭で1人1台タブレット端末を使用して、ドリル学習を行う。
- イ 既習学年の問題等も利用でき、個々のつまずきを支援する。
- ウ 個々の学習へのモチベーションを上げる仕組みがあり、学習の習慣化を支援する。
- エ インターネット接続がされていない環境においては、端末本体にダウンロードしてドリル学習を行ったり、デジタルドリルと同単元の問題を印刷した学習プリントをしたりするなど、オフラインで学習を支援できる代替手段が用意されていることが望ましい。
- オ 児童生徒の特性に応じたアクセシビリティに十分配慮されたインターフェイスや設定変更を

行えることが望ましい。

- カ 進級・クラス替え等に伴う児童生徒の学習履歴や進捗状況の年次更新機能、引継ぎ機能を有していることが望ましい。

(2) 要件

小中学校の普通教室の端末は Chromebook を活用した授業で使用することを主目的として想定している。ただし、普通教室の授業では、教職員用端末（WindowsOS）で使用することや、特別支援学校では iPad 等の活用も考慮されるため、ChromeOS、WindowsOS、iOS に対応するシステムであること。

本市のネットワーク環境は、各学校からインターネットブレイクアウトによって 1 G ベストエフォート線で外部と接続している。このような本市のネットワーク環境で実際に検証したうえで、円滑に稼働する学習支援ドリルを提案すること。

なお、本市では最も規模の大きい小学校で 800 人超、中学校で 800 人超の児童生徒数を有する。各校で 10 分から 15 分で行う帯学習の時間などに、少なくとも学年単位（大規模校で 200 名超）が一斉に使用しても、スムーズな学習を行える動作を保証すること。

(3) ドリル機能について

- ア 学習指導要領に準拠した問題が収録され、本市の小中学校で採用している教科書に対応して問題を検索することができること。
- イ 毎日の授業でも活用できるように、小学校 5 教科（国語・社会・算数・理科・英語）、中学校 5 教科（国語・社会・算数・理科・英語）の問題が収録されており、問題数は小中学校合わせて 15, 000 以上あること。
- ウ 学校及び自宅などからインターネットを介してアクセスし、学習できるドリル教材であること。また、オフラインでも学習ができること。
- エ 児童生徒 1 人ひとりがアカウントを取得し自動正誤判定の後、学習履歴が自動的に保存されること。
- オ 手書き（ひらがな・漢字・数字（整数・指数）・数式・アルファベット）を文字として認識し、文字化（データ化）できることが望ましい。
- カ 正誤判定後、全ての問題に対して、解答例が表示されること。
- キ 動画コンテンツ等の解説機能があることが望ましい。
- ク 各学年の単元から、系統立てて既習学年や単元の問題を復習することができること。
- ケ 間違えた問題に応じて出題される機能を有すること。また、取り組み途中で中断しても、続きから始めることができる機能を有すること。
- コ 教職員がオリジナルの問題を作成、配布できる機能があること。

(4) 学習履歴管理について

- ア 学年・クラス・個人単位、または問題単位から、学習結果（正解・不正解など）・学習回数などの情報がそれぞれ確認できること。
- イ 教員が児童生徒の取り組み状況をリアルタイムに把握でき、机間指導等に生かすことができる仕組みを有すること。
- ウ 教育委員会または各学校のアカウントを発行し、各学校の利用状況・学習結果が確認できること。
- エ 児童生徒の学習成果物（取り組んだ問題、取り組んだ数など）は、児童生徒別に一元的に整理され、普段の指導や学期を通じた評価等に活用することができること。
- オ 教職員が、児童・生徒の学習成果物を評価等に活用できる画面を有すること。または、CSVファイル等をダウンロードする機能を有すること。

(5) サポートについて

- ア 導入に際し、操作について丁寧な説明を行うこと。また、導入後にも、操作及びシステムの問い合わせ窓口（メールまたは電話）があること。
- イ 教員向けのサポートサイトがWeb上で設置されていること。
- ウ 教職員対象の操作及び活用方法の研修会を年間3回程度実施すること。

(6) セキュリティについて

学習支援ドリルに係るセキュリティ及び個人情報保護の取り扱いについては、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守することはもちろんのこと、本市が規定する関連法規および本市条例を遵守し、適切に実施すること。

(7) 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
4月以降	教職員への周知，アカウント配布，順次稼働

7 契約保証金

尼崎市契約規則第31条に定める所定の契約保証金を納めなければならない。ただし、同規則第32条に該当する場合は、これを免除する。

8 支払条件

年12回払いとして各期間の業務実施後、適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。支払金額は、契約額（税込み価格）を12回均等に分割した額（1円未満の端数が生じたときはその端数を第1回目支払い分に合算する）とする。

9 その他

- (1) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、定めるものとする。
- (2) 発注者が貸与又は用意するものを除き、必要なものについては受注者が用意すること。
- (3) この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(以 上)